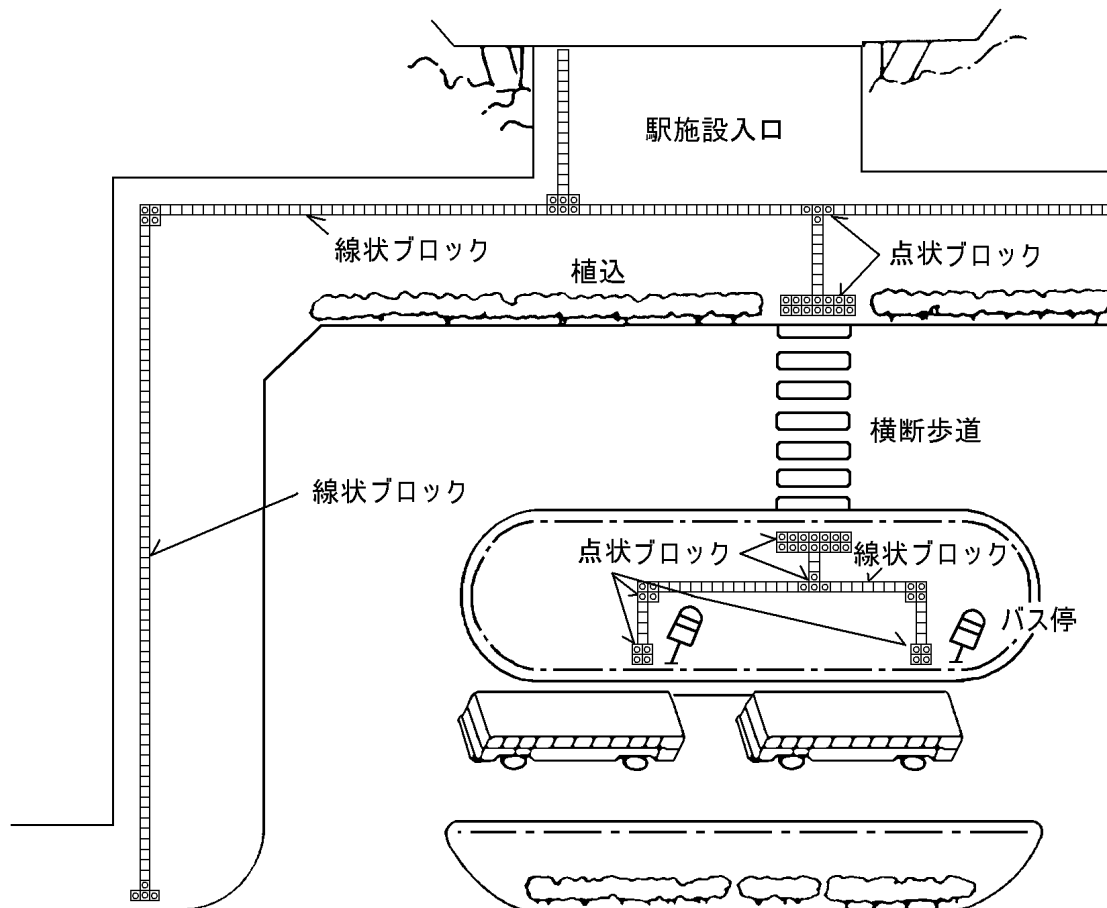


1 歩道

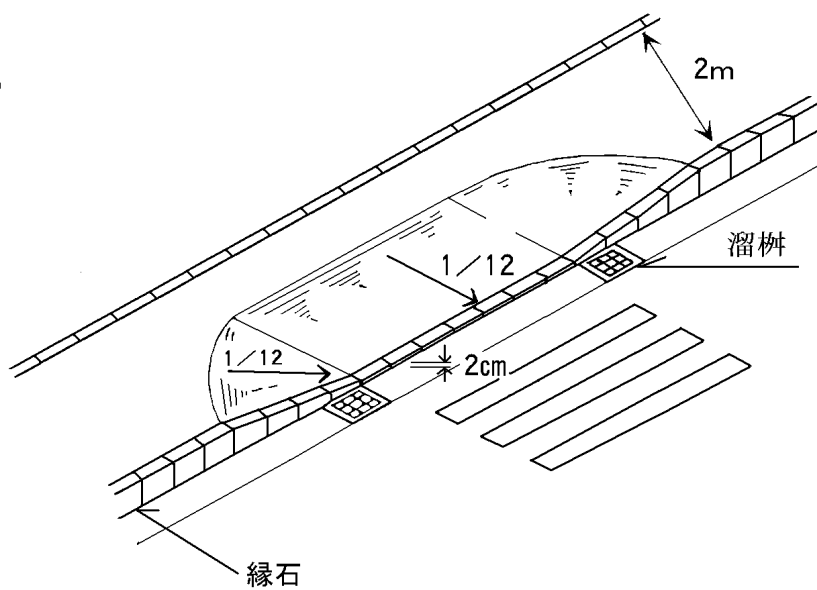
項目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備考
幅員 歩道と車道の分離 表面の仕上 交差点・横断歩道 排水溝 視覚障がい者誘導用床材等	<p>歩道を設ける場合にあっては、次に定める構造であること。</p> <p>(一) 幅員は、200cm以上であること。</p> <p>(二) 歩道と車道とは、分離されていること。</p> <p>(三) 表面は、滑りにくい仕上げであること。</p> <p>(四) 交差点または横断歩道と接する部分には、通行の際に支障となる段差が設けられていないこと。</p> <p>(五) 歩道を横断する排水溝を設ける場合にあっては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造のふたが設けられていること。</p> <p>(六) 公共交通機関の施設の周辺の歩道には、視覚障がい者の利用を勘案して、誘導用床材および注意喚起用床材が適切に敷設されていること。</p>	<p>・ 35ページ参照</p>
<p>(設計上の参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道と車道の分離の方法は、車両の通行量など道路の諸条件を考慮して行う。 ・ 歩道に傾斜を生じる場合のこう配は、12分の1以下を標準とする。 ・ 歩道と車道の段差は、車いすが乗り入れできるように12分の1以下のこう配ですりつけることとし、水平区間がとれる所は150cm以上の区間を設ける。 ・ 段差は2cmを標準とし、角は面をとるか丸める。 ・ 誘導用床材は、人がその上を歩いても電柱や標識などに衝突しない位置に設置する。 		

歩道全体の例

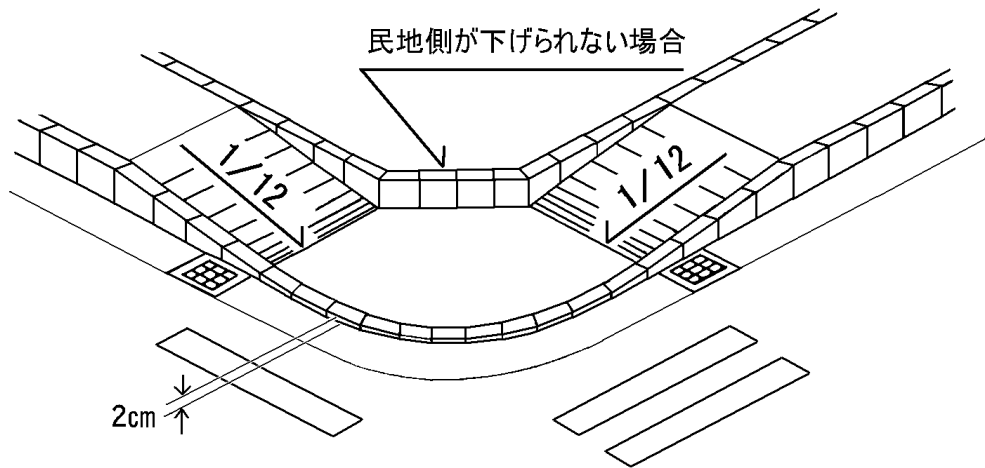


歩道切り下げ

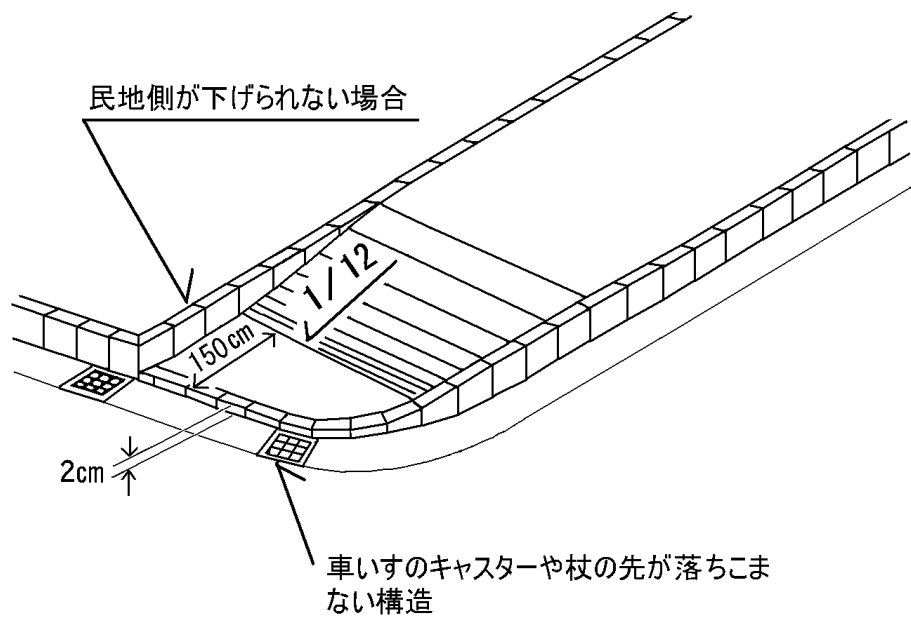
タイプ 1



タイプ 2



タイプ 3



歩道と車道の道路面との段差解消の例



(角を削りとした例)



(丸面の例)